

デフリンピック運営委員選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会(以下「運営委員会」という)の委員の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の定義)

第2条 この規程の委員とは運営委員会規程第2条に定められている、委員長、副委員長、委員とする。定数は若干名とする。

(委員の資格及び選考基準)

第3条 委員は、次の(1)から(3)の資格を満たし、かつ(4)から(8)の選考基準のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 就任時において、原則として年齢が70歳未満であること
- (2) 運営委員会設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらを推進するに相応しい人格を有すること
- (3) 遵法精神に富んでいること
- (4) ガバナンス及びコンプライアンスに関する知識・経験を有すること
- (5) デフリンピックの事業運営全般に関する知識・経験を有すること
- (6) デフリンピックの気運醸成に関する知識・経験を有すること
- (7) 情報保障(手話言語を含む)に関する知識・経験を有すること
- (8) 競技運営や国際スポーツ大会に関する知識・経験を有すること

2 次に掲げる者は、委員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
- (3) 刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団、その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (5) 破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (6) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (7) 連盟の取引先に所属している又は所属したことがある者
- (8) 連盟に寄付を行った者又は連盟に寄付を行った法人に所属したことがある者

る者

- 3 運営委員会の委員選考は以下の通り努力目標を設定する。
 - (1) 障害当事者委員の割合が40%以上になるよう努める。
 - (2) 女性委員の割合が40%以上になるよう努める。
 - (3) 外部委員の割合が25%以上になるよう努める。

外部委員とは、最初の選任時において、一般財団法人全日本ろうあ連盟(以下「連盟」という)と利益相反の関係にない者をいう。
- 4 前項(3)の利益相反の関係にない者とは以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しない者をいう。
 - (ア) 過去4年間の間に連盟の理事又は評議員であった
 - (イ) 連盟と加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者である
 - (ウ) 連盟の理事又は幹部職員の親族(4親等以内)である

(委員の選考)

- 第4条 委員の選考は、運営委員選考委員会において選考する。
- 2 委員長及び副委員長の選考については、委員選考後最初に開催される運営委員会において委員同士の互選により決定する。
 - 3 委員長が辞任した場合、副委員長は次期委員長選任時まで委員長を代理するものとする。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、第25回夏季デフリンピック大会終了後、精算業務及び報告書作成業務等が終了し、運営委員会が解散するまでとする。
- 2 委員は、第2条に定める定数に足りなくなるときは、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、委員としての権利義務を有する。

(改廃)

- 第6条 この規程の改正は、全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て評議員会に報告する。
- 2 この規程は運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

附則

この規程は、2023(令和5)年3月13日から施行する。